

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について」別紙新旧対照表

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 (略)</p>

新

別表 防災・減災等事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 事業主体	5 補助率			6 対象経費
				国	都道府県又は市町村(事業主体)	事業者	
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業							
スプリンクラー設備(広域型施設等)							
1,000㎡未満の場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	都道府県	10/10	-	-	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監修料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額/1㎡と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	都道府県	10/10	-	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	10/10	-	-	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		都道府県	10/10	-	-	
(広域型施設等) ア 経費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) イ 有料老人ホーム ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事が特に必要と認めた施設 (附る) (附る)							
スプリンクラー設備(地域密着型サービスを行う事業所・小規模施設等)							
1,000㎡未満の場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	市町村	10/10	-	-	
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額/1㎡と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	市町村	10/10	-	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		市町村	10/10	-	-	
(地域密着型施設等) ア 小規模ケアハウス ウ 都市型経費老人ホーム エ 小規模有料老人ホーム オ 小規模多機能型居宅介護事業所 カ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 キ 生活支援ハウス等(※1) (附る) (附る) ※1 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。							
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業							
(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設) ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模ケアハウス	15,400千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-	
(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等) ・小規模養護老人ホーム ・都市型経費老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設			市町村	10/10	-	-	

旧

別表 防災・減災等事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 事業主体	5 補助率			6 対象経費
				国	都道府県又は市町村(事業主体)	事業者	
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業							
スプリンクラー設備(広域型施設等)							
1,000㎡未満の場合(介護医療院は3,000㎡未満)	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	都道府県	10/10	-	-	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監修料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合(介護医療院は3,000㎡未満)	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額/1㎡と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	都道府県	10/10	-	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	10/10	-	-	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		都道府県	10/10	-	-	
(広域型施設等) ア 経費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) イ 有料老人ホーム ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事が特に必要と認めた施設 三 介護医療院(※1) ※1 令和6年度までの経過措置とする。なお、自動火災報知設備の整備及び、消防機関へ通報する火災報知設備の整備は補助対象外。							
スプリンクラー設備(地域密着型サービスを行う事業所・小規模施設等)							
1,000㎡未満の場合(介護医療院は3,000㎡未満)	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	市町村	10/10	-	-	
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合(介護医療院は3,000㎡未満)	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額/1㎡と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	市町村	10/10	-	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		市町村	10/10	-	-	
(地域密着型施設等) ア 小規模ケアハウス ウ 都市型経費老人ホーム エ 小規模有料老人ホーム オ 小規模多機能型居宅介護事業所 カ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 キ 生活支援ハウス等(※2) ク 介護医療院(※1) ※1 令和6年度までの経過措置とする。なお、自動火災報知設備の整備及び、消防機関へ通報する火災報知設備の整備は補助対象外。 ※2 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。							
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業							
(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設) ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模ケアハウス	15,400千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-	
(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等) ・小規模養護老人ホーム ・都市型経費老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設			市町村	10/10	-	-	

新

高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4
高齢者施設等の水害対策強化事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4
高齢者施設等の給水設備整備事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4
(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	1/2	1/4	1/4
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 (利用定員に限らない) ・上記以外の老人短期入所施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター(特A型・A型・B型) ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター(在宅介護支援センター) ・在宅複合型施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4

旧

高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4
高齢者施設等の水害対策強化事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4
高齢者施設等の給水設備整備事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4
(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	1/2	1/4	1/4
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 (利用定員に限らない) ・上記以外の老人短期入所施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター(特A型・A型・B型) ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター(在宅介護支援センター) ・在宅複合型施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4

新

旧

(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・都市型経費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模有料老人ホーム ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	1/2	1/4	1/4
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・経費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・有料老人ホーム	施設延べ床面積（都道府県が必要と認めた面積）×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	施設数	都道府県	10/10	-	-
(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・都市型経費老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス	施設延べ床面積（都道府県が必要と認めた面積）×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-

※小規模とは定員29名以下のことをいう。

(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・都市型経費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模有料老人ホーム ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	1/2	1/4	1/4
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・経費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・有料老人ホーム	施設延べ床面積（都道府県が必要と認めた面積）×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	施設数	都道府県	10/10	-	-
(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・都市型経費老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス	施設延べ床面積（都道府県が必要と認めた面積）×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-

※小規模とは定員29名以下のことをいう。



新

⑤高齢者施設等の水害対策強化事業

施設の種類	施設の名称	設置主体	開設年月日	建物の竣工年月日	協議対象となる部分の 改築・改修年月日 (該当する場合のみ記載)	事業内容 (どのような危険性を改善するためのどのような事業内容か、具体的に明記)	国土強靱化地域計画への記載	総事業費	対象経費の 実支出 (予定) 額の1/2	交付基準 単価	交付(予定)額 c(a、bの いずれか低い 額)	備考
								a	b			

⑥高齢者施設等の給水設備整備事業

(単位：千円)

施設の種類	施設の名称	設置主体	開設年月日	建物の竣工年月日	協議対象となる部分の 改築・改修年月日 (該当する場合のみ記載)	事業内容 (どのような危険性を改善するためのどのような事業内容か、具体的に明記)	国土強靱化地域計画への記載	総事業費	対象経費の 実支出 (予定) 額の1/2	交付基準 単価	交付(予定)額 c(a、bの いずれか低い 額)	備考
								a	b			

⑦高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業

(単位：千円)

施設の種類	施設の名称 及び 設置主体	開設年月日	定員数 (人)	事業内容 (どのような危険性を改善するためのどのような事業内容か、具体的に明記)	国土強靱化地域計画への記載	総事業費	対象経費の 実支出 (予定) 額の1/2	交付基準 単価	交付(予定)額 c(a、bの いずれか低い 額)	備考
							a	b		

⑧高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

(単位：千円)

施設の種類	施設の名称	設置主体	開設年月日	建物の竣工年月日	協議対象となる部分の 改築・改修年月日 (該当する場合のみ記載)	事業内容 (どのような危険性を改善するためのどのような事業内容か、具体的に明記)	国土強靱化地域計画への記載	総事業費	対象経費の 実支出 (予定) 額	交付基準 単価	交付(予定)額 c(aとbの いずれか低い 額)	備考
								a	b			

担当課名		担当係名		担当者名		連絡先 (直通)		メールアドレス	
------	--	------	--	------	--	-------------	--	---------	--

旧

⑤高齢者施設等の水害対策強化事業

施設の種類	施設の名称	設置主体	開設年月日	建物の竣工年月日	協議対象となる部分の 改築・改修年月日 (該当する場合のみ記載)	事業内容 (どのような危険性を改善するためのどのような事業内容か、具体的に明記)	国土強靱化地域計画への記載	総事業費	対象経費の 実支出 (予定) 額の1/2	交付基準 単価	交付(予定)額 c(a、bの いずれか低い 額)	備考
								a	b			

⑥高齢者施設等の給水設備整備事業

(単位：千円)

施設の種類	施設の名称	設置主体	開設年月日	建物の竣工年月日	協議対象となる部分の 改築・改修年月日 (該当する場合のみ記載)	事業内容 (どのような危険性を改善するためのどのような事業内容か、具体的に明記)	国土強靱化地域計画への記載	総事業費	対象経費の 実支出 (予定) 額の1/2	交付基準 単価	交付(予定)額 c(a、bの いずれか低い 額)	備考
								a	b			

⑦高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業

(単位：千円)

施設の種類	施設の名称 及び 設置主体	開設年月日	定員数 (人)	事業内容 (どのような危険性を改善するためのどのような事業内容か、具体的に明記)	国土強靱化地域計画への記載	総事業費	対象経費の 実支出 (予定) 額の1/2	交付基準 単価	交付(予定)額 c(a、bの いずれか低い 額)	備考
							a	b		

⑧高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

(単位：千円)

施設の種類	施設の名称	設置主体	開設年月日	建物の竣工年月日	協議対象となる部分の 改築・改修年月日 (該当する場合のみ記載)	事業内容 (どのような危険性を改善するためのどのような事業内容か、具体的に明記)	国土強靱化地域計画への記載	総事業費	対象経費の 実支出 (予定) 額	交付基準 単価	交付(予定)額 c(aとbの いずれか低い 額)	備考
								a	b			

担当課名		担当係名		担当者名		連絡先 (直通)		メールアドレス	
------	--	------	--	------	--	-------------	--	---------	--

